

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	三菱地所株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
工場等の名称	大名古屋ビルヂング
工場等の所在地	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	賃貸ビル等（賃貸している建築物）
事業の概要	賃貸ビル(事務所、物販・飲食・金融・サービス店舗)
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	(場 所) 大名古屋ビルヂング地下 1 階防災センター
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-533-0901		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

1. 環境法規制の遵守
環境法令・規則を遵守し、環境保全に努めます。
2. 省資源・省エネルギーの推進
資源、エネルギーの効率的な利用を積極的に推進するとともに、省資源・省エネルギーを目的とした技術やシステムの導入に努めます。
3. 循環型社会形成への寄与
施工・運営管理・解体など街づくり全ての段階において、廃棄物の抑制、再利用、再生利用に努め、循環型社会の形成に寄与します。
4. 環境との共生
自然生態系や地域社会への環境影響評価を実施し、環境汚染の未然防止、環境負荷の低減を図った手法の採用を目指し、環境との共生に努めます。
5. 安全で快適な街づくりの推進
管理運営の技術や手法の研鑽を図り、バリアフリーの達成と安全で快適な街づくりの推進に努めます。
6. 環境管理体制の整備
環境活動の継続的改善を図るため、環境管理体制を整備するとともに、社員への環境教育による環境意識の向上を図ります。
7. 環境情報の公開
環境方針の公開をはじめ、環境情報の開示に努めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

別紙参照

指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		5,557	t-CO ₂
① （温 を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 算） 排出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	5,557	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度	
			目標排出量	目標削減率
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂	t-CO ₂	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度			
			目標排出量		目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量	0.03753	t- CO ₂ / m ²	0.02402	t- CO ₂ / m ²	36.0	%

（2）目標設定の考え方

2021年8月よりCO2フリー電力に切り替えた関係で、2021年4月～7月分の電力使用量のCO2換算割合の-33%に、年間-1%(3年間で-3%)を加え-36%のエネルギー削減目標とした。
--

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
エネルギーの管理	①利用用途別（熱源搬送、空調、照明、駐車場、テナント使用分等）に使用エネルギーを把握・分析し、エネルギー利用状況の見える化を図る。 ②上記集計データをもとに、毎月省エネルギー推進分科会を開催し、各種対策の立案。及びその効果検証を行う。	取り組み実施中。
空調運転	①夏期の温水運転を停止し空調エネルギーのミキシングロス減らす。 ②空調機の急激なエネルギー利用を抑える事によりエネルギーロス減らす ・インバーターの周波数上限を抑える事により使用電力減らす。	取り組み実施中。
空調運転	・ナイトバースモードの活用 ナイトバース運転可となる外気温等のパラメータ設定を適切に設定する。	最適パラメータとなるよう検証を行う。
照明減灯	盛夏期、厳冬期におけるエネルギー使用量の低減を目的として、照明を間引きし、減灯運用を行う。	取り組み実施中。
温水器の運転	冬季間のトイレの手洗いを温水系統を減らし電気使用量を減らす。	2022年度冬より試験的に実施する。

指針第 1 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）
2015	太陽光発電	凡そ5,000kwh／年(2019～2021年実績による)

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

太陽光発電設備の発電電力量想定：5,000kWh／年（15,000kWh／3年）

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

水資源の有効利用：飲食店舗の厨房排水を中水設備により、雑用水として利用。中水設備の効率運用を行う。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

■管理体制(組織図)

省エネルギー推進体制表(名古屋ビルディング)

